

加工食品の原料原産地表示を めぐる最近の情勢等について

平成 2 0 年 7 月

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課

食品の産地表示について

生鮮食品

加工食品

外国産原材料を使用して
国内で製造したもの

外国で最終的に
製造したもの

名称と原産地の表示
を義務付け(H12.7~)

原材料が品質を左右する
加工度の低いものを原料
原産地表示の対象(H18.10~)

原料原産地表示の
対象外のもの

製造した国を原産国名
として表示を義務付け
(H13.4~)

米国産
ブロッコリー

名 称 あじの開き
原材料名 まあじ **(ロシア)** 食塩
内 容 量 1尾
消費期限 20.4.1
保存方法 10 以下で保存して
ください。
製 造 者 食品株式会社
東京都千代田区
霞ヶ関××

農産物漬物、野菜冷凍食品、
かつお削り節、うなぎ加工品は
従来から義務付け

名 称 あじフライ弁当
原材料名 ご飯、まあじ、
衣(パン粉、…
)、…
内 容 量 1食分
消費期限 20.4.1
保存方法 10 以下で保存
してください。
製 造 者 食品株式会社
東京都千代田区
霞ヶ関××

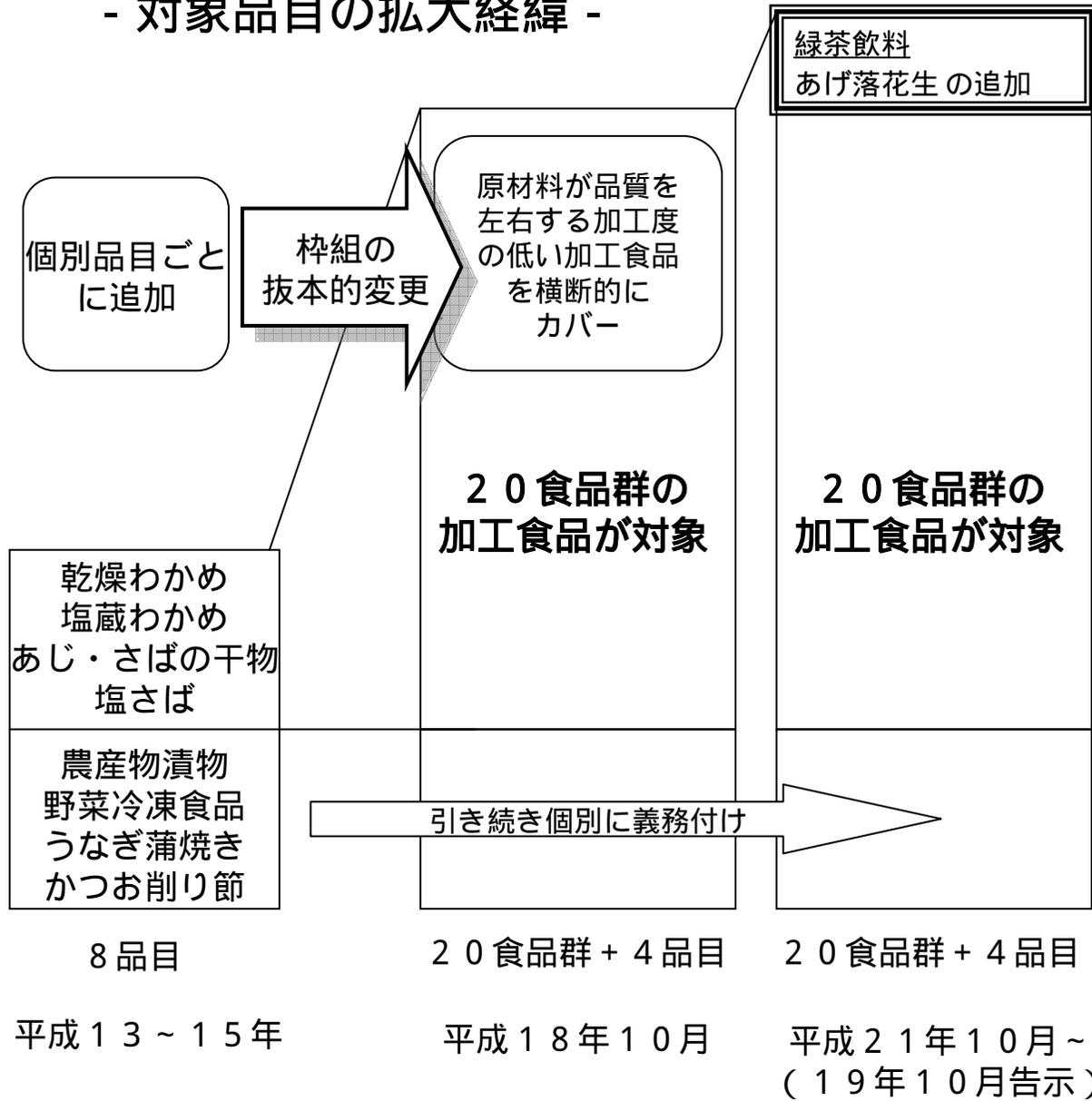
名 称 鰻蒲焼き
原材料名 うなぎ、たれ(
しょうゆ、みりん、
砂糖、…)
内 容 量 160g
賞味期限 20.4.1
保存方法 10 以下で保存して
下さい。
原産国名 台湾
輸 入 者 物産株式会社
東京都千代田区
霞ヶ関××

〔国内で製造したものにあっては、「原産国名:国産」を表示する義務はない〕

加工食品の原料原産地表示

20 食品群

- 対象品目の拡大経緯 -



1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
8. こんにやく
9. 調味した食肉
10. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
11. 表面をあぶった食肉
12. フライ種として衣を付けた食肉
13. 合挽肉その他異種混合した食肉
14. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
15. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
16. 調味した魚介類及び海藻類
17. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
18. 表面をあぶった魚介類
19. フライ種として衣を付けた魚介類
20. 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

上記の食品で
製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品

20 食品群については、日本標準商品分類（総務省）の分類に基づき制定

原料原産地表示の20食品群への義務づけの考え方

食品の表示に関する共同会議報告書「加工食品の原産地表示に関する今後の方向」(平成15年8月)

(加工食品の原料原産地表示の目的)

消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する。

義務づけの考え方(品目横断的なルール)

原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

- の要件については、具体的には、
- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
 - ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化(価格等を含む)がされていること
 - ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること
- 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

)具体的な義務づけ対象品目の選定は、上記の選定要件を基に、パブリックコメントの募集、公開ヒアリング(全国9ヶ所)等を経て、消費者の関心、事業者の実行可能性等を踏まえて行い、20食品群に決定。(18年10月から義務づけ)

緑茶飲料、バターピーナッツを追加(21年10月から義務づけ)

原料原産地表示をめぐる最近の情勢

加工食品の原料原産地表示の推奨について（3月19日：前回報告）

【消費者の加工食品の原料原産地に対する関心の高まりを踏まえ、消費者と食品事業者の間良好的な信頼関係を構築する観点から、事業者による任意の情報提供をより一層推奨】

- ・ 原材料の原産地に関する以下のような情報を積極的に提供することを推奨
 - 国産を使用している原材料
 - 商品の主たる原材料
 - 商品名や説明書きで強調されている原材料
 - 原産地が固定されている原材料
 - 20食品群のうち50%以下の生鮮品の原材料
- ・ その他、把握している原産地については、積極的な情報提供が望まれる

国民生活審議会「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)」(4月3日：前回概要報告)

【国民が日々、安心して暮らせるよう、消費者・生活者の視点から十分なものとなっているかという観点から、国民生活の基本である分野（食べるを含む）について幅広く行政のあり方の総点検を実施】

- ・ 国際的ルールに配慮しつつ、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるよう、現行の「主な原材料」の定義、対象加工食品の範囲等、その対象範囲を検討すべき。

東京都消費生活条例に基づく告示案（6月13日：概要）

【都民の食への不安を解消し、消費者が食品を選択する上で重要な情報を提供する観点から、東京都消費生活対策審議会への諮問・答申を踏まえて検討】

- ・ 国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品が対象
- ・ 生鮮食品又はこれに近い原材料のうち、重量比率上位3位まで、かつ5%以上のものを表示
- ・ 商品名にその名称が付された原材料も表示
- ・ 容器包装への表示のみならず、ホームページ、お客様相談窓口、FAX等での情報提供も認める

自由民主党「動植物検疫及び消費安全に関する小委員会(S P S小委員会)とりまとめ(7月2日：概要)
【国民の消費生活の安全・安心の確保を図る観点から、原産地表示のあり方等について議論】

- ・対象品目を極力拡大すべき。
- ・「国産」、「輸入(外国産)」といった区分で表示する方法の導入について、国際ルールとの関係をも踏まえつつ早急に検討すべき。

(参考)

味の素冷凍食品(株)の冷凍餃子に係るパッケージの見直しについて(6月18日：概要)

【原料原産地に係る表示(国産を含むまたは表示)の見直し】

- ・原料の原産地が分かっているものは一括表示欄内に表示
- ・産地が頻繁に切り替わる等の理由から包材に表示することが難しいものについては、ホームページやお客さま相談窓口で(お問い合わせ番号に基づき)原産地に係る情報を提供
- ・管理水準が一定以上である等の指定農場(養殖地)の所在地情報を提供

(参考)原料原産地を検討した共同会議

20食品群の義務化

- ・第3回、第5回～8回、第11回、第13回～15回 計9回
「加工食品の原産地表示に関する今後の方向 報告書」(平成15年8月)作成
 - ・第24回～第32回 計9回
「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」(平成18年4月)作成
- 合計18回

食品の表示に関する共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」（平成18年4月）での議論及び懸案事項

1. 選定要件について

緑茶飲料及びあげ落花生を品目追加する際に以下のような議論を行い、義務付けの考え方（品目横断的なルール）（及び）を変更する必要はないとの結論を得ている

の要件は、個別品目毎に品質表示基準を検討していた当時から今日まで継続しており、普遍的な考え方であること。

の要件は、表示の完全義務化に向けて準備中の現時点（現在も緑茶飲料及びあげ落花生については移行期間中）で、表示すべき原料の要件を変更することは、無用な混乱を招くことから行うべきではないこと。

また、検討の中で、原料の切替・混合や海外で製造された中間加工品の利用など、原料原産地を正確に把握することが困難な場合があることが明らかになったことから、表示の実行可能性 を考慮した上で選定すること。

表示の実行可能性

海外の制度との整合性

各国の食品表示制度はコーデックス（国際食品規格）と整合性を図っているが、コーデックス規格には原料原産地に係るものはない。コーデックス規格を上回る規制は不必要な「非関税障壁」となる可能性

規制の実行可能性

ア 品質表示基準は中小零細企業（事業所ベースで食品製造業の99%）を含め全ての食品事業者

イ 海外では原料原産地の情報を伝達する商習慣がないため、輸入原材料については国内の製造業者等が正確な情報をどこまでさかのぼって取れるかという問題がある

ウ 加工食品は通年で価格と品質を一定に保つため、産地の切り替えが頻繁に行われており、包装等を切り替えて産地を正確に表示することが難しい

(参考) 食品表示に関する国際的ルール

食品表示について、WTOでは、コーデックス規格()が国際規格とされており、各国の表示制度はこれに準拠している。
コーデックス規格を上回る規制は、不必要な「非関税障壁」となる可能性がある。

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

4 包装食品の義務的表示

- 4.1 食品の名称
- 4.2 原材料一覧(アレルギー表示含む)
- 4.3 正味量及び固形量
- 4.4 事業者の名前及び住所
- 4.5 原産国*
 - 4.5.1 原産国の省略が消費者を誤認させる又は欺く恐れのある場合は、当該食品の原産国を必ず表示しなければならない。
 - 4.5.2 ある食品が当該性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示上は、当該加工が施された国を原産国として表示しなければならない。
- 4.6 ロット識別番号
- 4.7 賞味期限及び保存方法
- 4.8 使用上の注意

*原産国表示の規定の見直しについては、2000年から2005年まで議論されたものの、加盟国の合意が得られず、作業を中止。

コーデックスとは：FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的。176の国+ECが参加(2008年3月現在)。

WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」 (TBT協定)

第2条2.4

加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

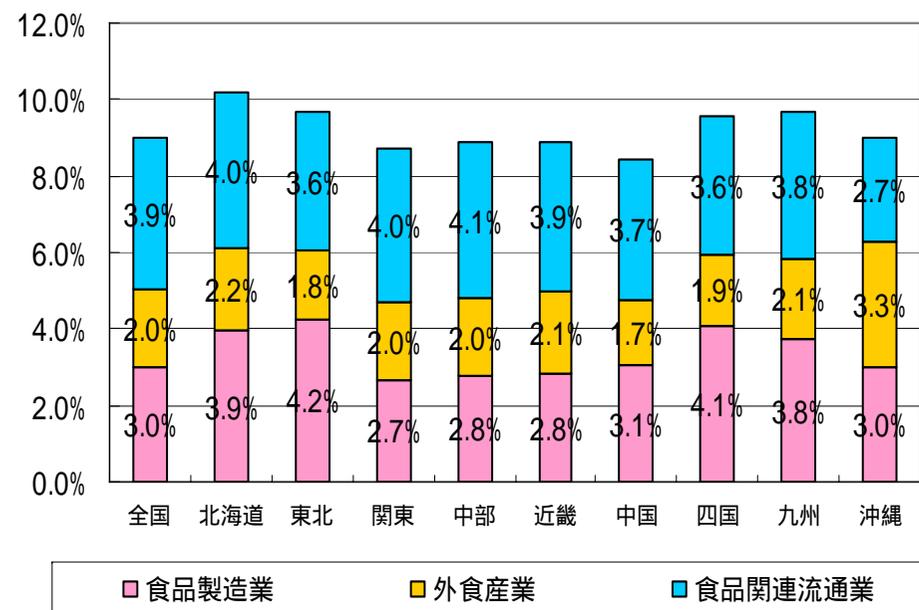
食品表示に関しては、TBT協定上、コーデックス規格は国際規格として認識されている。

(参考) 食品製造業の概要

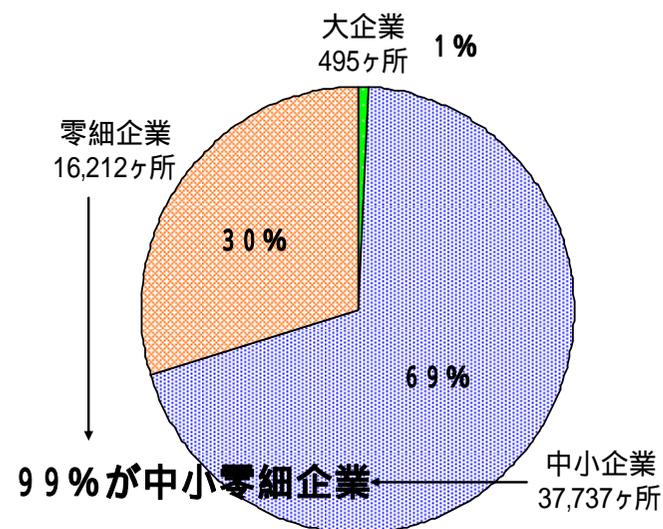
食品製造業は、伝統的に地域の農林水産業との結びつきが強く、地域経済において地場産業として大きなウェイトを占めている。

しかし、一方で、経営規模としては、その多くが中小零細企業であるという特性がある。
(全事業所のうち99%)。

地域別にみた全産業の国内総生産に占める食品産業の割合



食品製造業の構造



資料: 総務省他9省庁「平成12年産業連関表」、経済産業省「平成12年地域産業連関表」

注: 1) 上記資料を基に農林水産省において試算したものである。

2) 「関東」には山梨県、長野県、新潟県及び静岡県を、「近畿」には福井県を含み、「中部」は富山県、石川県、岐阜県、愛知県及び三重県である。

資料: 経済産業省「工業統計表」(平成17年)

注: 零細企業: 従業者数3人以下の事業所

中小企業: 従業者数299人以下の事業所

大企業: 300人以上の事業所

2. 今後、更に見直しを行う場合に考慮すべき事項

(1) 考慮すべき点、整理すべき課題等

義務付けの考え方（品目横断的なルール）は、今後も加工食品の原料原産地表示を検討する場合の基本となると考えられる。

消費者の知る権利を尊重することが大前提。しかし、全ての加工食品の原料原産地を義務表示の対象とすることには無理があり、最終的に罰金等を伴うJAS法による表示義務を課すには、表示の実行可能性等も考慮する必要がある。

限られた表示スペースに真に伝えるべき情報は何か、義務付けしなくて表示しなくてはいけない情報は何か等、他の表示事項を含めた全体の中で原料原産地表示のあり方を考える必要がある。

(2) 今後、更に、義務表示対象品目を拡大する場合には、20食品群を検討した際に実行上の問題から義務表示対象品目とされなかったものについて、以下のような表示方法の変更なども含めてさらに検討する必要がある。

複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合
中間加工品を使用した場合

(3) 検討スケジュール

加工食品の原料原産地表示の義務化の考え方や対象品目の見直しについては、品質表示基準を改正して、少なくとも3年経過した後に検討を開始することを基本とする。

ただし、移行期間中など途中の期間であっても、製造及び流通の実態の変化（中略）などの状況変化を踏まえて見直しを行うことを否定するものではない。

主な論点

検討項目 1 . 検討に着手する時期及び検討スケジュール

原産地の義務表示対象品目の今後の見直しについては、過去の共同会議において

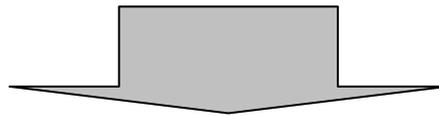
- ・ 表示の実施状況
- ・ 製造及び流通の実態
- ・ 消費者の関心

等を踏まえて行うとの考え方が示されている。

また、18年4月の報告書では「品質表示基準を改正して少なくとも3年経過した後には検討を開始することを基本とする。」との記述がある。

消費者の原料原産地表示に対する関心はかなり高まっていると言えるのではないか

18年4月の報告書では、「製造及び流通の実態の変化（中略）などの状況変化を踏まえて見直しを行うことを否定するものではない。」旨も記述されている



《検討課題》

まず、実行可能性を考慮しつつ、表示方法の変更について消費者等の意見を聞き、その方向性について結論を得る必要があるのではないか（検討項目 2、3）

その上で、対象品目を整理していくべきではないか
消費者等の意見をどのように把握していくべきか

検討項目 2 . 複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合の義務表示のあり方

18年4月の報告書では、複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合、

- ・ 国名まで表示を求めず「外国産（輸入）」との表示
- ・ 使用する可能性のある国を全て表示
- ・ どうしても原産地を特定して表示できない原料については、原産地を特定できない旨の表示

を今後の検討課題としている。

消費者の原料の原産地を知りたいという要望にどう応えていくべきか

複数の原産国の原料を混合、切り替えて使用する目的は、通年で一定価格・一定品質の商品を提供することであり、原材料の種類が多い食品については頻繁に産地が切り替わることから、これを事前に容器包装に印刷しておくことは難しいのではないか

一方で、事業者は原料の原産地について全く知らないというケースは少なく、ある程度は把握していると考えられることから、大括りの表示であれば対応が可能ではないか



《検討課題》

大括り表示（外国産（輸入）表示、産中心表示等）を義務表示とした場合、消費者の国名を知りたいという要望は叶えられないことになるのではないか（国名までの表示は任意とせざるを得ないのではないか）

国名表示を求めている現行の制度との整合性をどう考えるか

仮に大括り表示を認める場合、どういう範囲であれば受け入れられるか

可能性のある国を全て表示する方法は、消費者の優良誤認を招くのではないか

検討項目 3 . (輸入) 中間加工品の義務表示のあり方

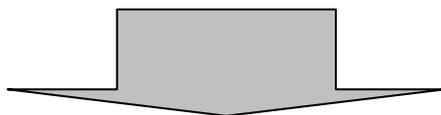
18年4月の報告書では、(輸入) 中間加工品を使用した場合、

- ・原料原産地ではなく中間加工品を製造した国名を「 国製造」等と表示
- ・どうしても原産地を明確化できない原料については、原産地が不明である旨の表示を今後の検討課題としている。

消費者の原料の原産地を知りたいという要望にどう応えていくべきか

中間加工品は、複数の原料を用いて半加工されているか、ブレンドされた状態で輸入されるため、その原産地の把握が難しいという実態をどう考えるべきか

中間加工品を製造した国名であれば、通関時の原産地証明書で確認が可能であり、事業者に追加的負担はないのではないか



《検討課題》

中間加工品の原産地について、表示の実行可能性を考慮しつつどこまで情報の提供を求めるべきか

「中間加工品の製造国名」を「原料の原産地」と位置付けることについて消費者の理解が得られるか

仮に、消費者の理解が得られたとしても、「中間加工品の製造国名」は「原料の原産地」ではないことから、表示方法を工夫しないと消費者は誤解するのではないか

加工食品の原料原産地の表示方法に係る検討スケジュール（案）

1．平成20年7月28日（月）

第35回共同会議：原料原産地表示をめぐる最近の情勢

2．平成20年8月～9月

消費者・生産者（製造業者を含む）から幅広く意見・提案を聴取
（ホームページを通じた意見募集、提案募集等の実施）

3．平成20年10月以降、数回共同会議を開催

原料原産地の表示方法に係る方向性に関する議論
地方での意見交換会の開催 等

4．平成21年3月

共同会議開催：原料原産地の表示方法に係る方向性とりまとめ